

入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

平成 29 年 3 月 30 日

入善町長 笹 島 春 人

入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、入善町における空き家の利活用の促進及び移住者等の就業支援を図るため、入善町補助金等交付規則（昭和 35 年入善町規則第 2 号）に定めるもののほか、入善町空き家活用新規創業応援事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 入善町の空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 新規創業 空き家を活用し、新たに商業、サービス業その他の事業を開始することをいう。ただし、寄宿舍、寮、シェアハウス等の宿泊を伴う事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業に該当する事業は除くものとする。

(交付対象者)

第 3 条 町長は、この補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件の全てに該当する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、町から起業に関する補助金の交付を受けた者を除く。

- (1) 空き家を活用して新規創業しようとする者。
- (2) 満 20 歳以上の者であって、申請の日から 1 年以内に創業予定であること。
- (3) 町税を滞納していないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象とする経費、補助率等は、次表のとおりとする。

| | |
|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象経費 | 新規創業のための、次の初期投資経費 (1) 空き家の内外装の改装費 (2) 什器・備品等の購入費 (ただし、車輛購入費は除く。) |
| 補助率 | 初期投資経費の3分の1以内 |
| 限度額 | 100万円 |

(事前審査)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業計画書について、事前審査会による審査を受け、かつ、入善町商工会長の推薦を得なければならない。

2 事前審査会は次の者で組織する。

- (1) 入善町商工会長
- (2) 入善町商工会経営シニアアドバイザー
- (3) 入善町商工会経営指導員
- (4) 入善町商工会女性部長
- (5) 入善町商工会青年部長

(交付申請)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出し、審査会において審査を受けなければならない。

- (1) 入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 補助金返還についての誓約書(様式第2号)
- (5) その他町長が補助金の交付に必要と認める書類

2 審査会委員は次の者で組織する。

- (1) 入善町副町長
- (2) 入善町商工会長
- (3) 入善町企画財政課長
- (4) 入善町キラキラ商工観光課長
- (5) 入善町住まい・まちづくり課長

(交付決定)

第7条 町長は、当該申請に係る審査会の審査を勘案し、補助金の交付を適当と認めるときは、入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により前条の申請をした者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付を適当と認めないときは、理由を付して、その旨を前条の申請をした者に通知する。

(実績報告書)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「通知を受けた者」という。）が、事業を完了したときは、速やかに入善町空き家活用新規創業応援事業補助金実績報告書（様式第4号）に、必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第9条 通知を受けた者は、事業及び収支に関する事項を明確にした書類及び帳簿を整備し、補助金交付後5年間は保管するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付を受けている者が第3条の規定による補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 偽り、その他不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して2年を経過する日までに廃業したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

平成 年 月 日

入善町長 殿

住 所

氏 名

印

入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり入善町空き家活用新規創業応援事業補助金を交付されるよう入善町補助金等交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 別紙のとおり
- 3 収支予算書 別紙のとおり

様式第2号（第6条関係）

補助金返還についての誓約書

入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金の返還が生じた際は、全額（一部）を返還します。

平成 年 月 日

入善町長 様

申請者 住所
氏名

印

入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付要綱 抜粋
（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付を受けている者が第3条の規定による補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 偽り、その他不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して2年を経過する日までに廃業したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

様式第3号（第7条関係）

入善町指令入住宅第 号

住 所

氏 名

印

入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付決定書

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金について、入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次の条件を付し、金 円を交付する。

平成 年 月 日

入善町長

交付条件

- 1 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 2 その他入善町空き家活用新規創業応援事業補助金交付要綱に違反しないこと。

様式第4号（第8条関係）

平成 年 月 日

入善町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

平成 年度入善町空き家活用新規創業応援事業実績報告書

平成 年 月 日付け入善町指令入住ま第 号で補助金
交付決定通知のあった事業が次のとおり完了したので、入善町空き家活用
新規創業応援事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1. 事業の実施状況

①整備の概要

②事業実施日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

③開業（予定）日 平成 年 月 日

2. 収支決算書 別紙のとおり